

令和8年 6月1日

社会福祉法人 福聚会
指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム 雲谷ホーム
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
介護保険事業所番号（青森市指定 第0270100704号）

1. 事業所経営法人

- （1）法人名…社会福祉法人 福聚会
- （2）法人所在地…青森県青森市大字雲谷字山吹92番地170
- （3）電話番号…017-728-2910
- （4）FAX番号…017-738-9595
- （5）代表者氏名…理事長 佐藤 勝子
- （6）設立年月日…平成8年4月1日

2. 利用施設

- （1）事業所の種類…指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
※ 当事業所は、指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム「雲谷ホーム」に併設されています。
- （2）事業所の目的…当事業所は、高齢者が要介護状態又は要支援状態で、介護者に代わって一時的に介護を受ける必要がある場合、当該高齢者に特別養護老人ホームを利用させ、日常生活の継続的援助を行うとともに、その家族の介護軽減に寄与することを目的としています。
- （3）事業所長…工藤 令
- （4）利用定員…10人
- （5）営業日時…年中無休、24時間

3. 施設の概要

居 室	室 数	備 考
1人部屋	2	
2人部屋	0	
4人部屋	2	
合計	4	

設備の種類	室 数	備 考
静養室	1	
浴室	2	一般浴槽・特殊浴槽
洗面設備	2	
便所	4	
医務室	1	
介護職員室	2	
食堂	1	
機能訓練室	1	
相談室	1	
厨房	1	
洗濯室	1	
汚物処理室	1	
介護材料室	1	

※これらの居室・設備は、青森市が定める条例により、必置が義務づけられている施設・設備です。ご契約に当たって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

4. 職員の配置状況

職 種	常勤	資 格
1. 施設長（管理者）	1 名（常勤兼務）	社会福祉士
2. 介護職員	常勤換算で 14.5 名以上	介護福祉士、ヘルパー 2 級他
3. 生活相談員	常勤換算で 1 名以上	介護福祉士、社会福祉士
4. 看護職員	常勤換算で 2 名以上	准看護師
5. 機能訓練指導員	1 名（常勤兼務）	准看護師
6. 介護支援専門員	1 名（常勤兼務）	主任介護支援専門員
7. 栄養士	1 名以上（常勤）	管理栄養士
8. 事務員	2 名（常勤専従）	
9. 掃除、雑務員	常勤換算で 1 名以上	
10. 運転手	常勤換算で 1 名以上	
11. 宿直員	常勤換算で 1 名以上	
12. 医師	1 名（非常勤）	医師

5. 勤務体制

職種	勤務体制
1. 医師	水曜日（午後）
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早番 7：00～16：00 1名 日勤 8：30～17：30 2名以上 遅番A 10：00～19：00 1名 遅番B 10：30～19：30 1名 夜勤 16：15～ 9：15 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤 8：00～17：00 2名以上

※土、日曜日、祝日は上記と異なります。

6. 当事業所が提供するサービスと料金

（1）提供するサービス

①食事

（食事時間）朝食 8：30 昼食 12：00 夕食 17：00

②入浴

一般浴 : 月曜日・木曜日

特殊浴（機械浴）：月曜日・火曜日・水曜日・金曜日

週2回、入浴または清拭を行います。ただし、変更になる場合もあります。

寝たきりの方でも特殊浴にて入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

おむつを使用せざるを得ない契約者のおむつを適切に交換します。

④機能訓練

常勤看護職員により機能訓練（立ち上がり、立位保持、歩行訓練等）を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員が、健康管理を実施します。

⑥相談および援助

常に契約者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、契約者又は三者契約者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑧その他のサービスの提供

- ・教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションや季節行事等を行います。
- ・契約者の三者契約者等との連携を図ります。
- ・契約者又は三者契約者等から送迎サービスの希望があった場合、可能な限り配車します。

(2) サービス利用料

- ・基本料金（1日あたりのサービス利用に係る自己負担額）

介護度	居室の種類	契約者負担割合		
		1割	2割	3割
要支援1	従来型個室	451円	902円	1,353円
	多床室	451円	902円	1,353円
要支援2	従来型個室	561円	1,122円	1,683円
	多床室	561円	1,122円	1,683円
要介護1	従来型個室	603円	1,206円	1,809円
	多床室	603円	1,206円	1,809円
要介護2	従来型個室	672円	1,344円	2,016円
	多床室	672円	1,344円	2,016円
要介護3	従来型個室	745円	1,490円	2,235円
	多床室	745円	1,490円	2,235円
要介護4	従来型個室	815円	1,630円	2,445円
	多床室	815円	1,630円	2,445円
要介護5	従来型個室	884円	1,768円	2,652円
	多床室	884円	1,768円	2,652円

- ・加算

送迎費（片道）	契約者負担（1割：184円 2割：368円 3割：552円）
サービス提供体制強化加算（Ⅰイ） ※1日	契約者負担（1割：22円 2割：44円 3割：66円）
療養食加算（対象者のみ） ※1食	契約者負担（1割：8円 2割：16円 3割：24円）
介護職員処遇改善加算（Ⅰロ）	契約料にサービス別加算率（176／1000）を乗じた単位数

・介護保険の給付対象にならないサービス

1) 食費および滞在費

	滞在費		食費
	従来型個室	多床室	
第1段階	380円	0円	300円
第2段階	480円	430円	600円
第3段階①	880円	430円	1,000円
第3段階②	880円	430円	1,300円
第4段階	1,231円	915円	1,445円

※食費1日あたり1,445円（朝：321円、昼：622円、夕：502円）

となっております。ただし、介護保険負担限度額認定を受けている場合、その認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

また、朝食は当日の5時30分まで、

昼食は当日の9時00分まで、

夕食は当日の14時00分までに申し出があれば料金は発生致しません。

2) 理容

月に2回、理容師の出張による理髪サービスがあります。

利用料金：1回あたり2,000円

3) レクリエーション活動

契約者の希望により、レクリエーション活動に参加できます。

（施設側の企画、合同レクリエーション活動による物は徴収致しません。）

4) 特別な食事

契約者の希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

5) 日常生活上必要となる諸費用実費

利用料金：実費

(3) 支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月（月末締め）ごとに計算し、翌月の月上旬に、または、その月のサービス終了時にご請求いたしますので、雲谷ホーム窓口及び送迎時に現金にてお支払い下さい。またご要望に応じて、指定の口座への振り込みも可能です。支払いの期限は、請求書の発行日から30日以内です。

7. サービスの契約方法

(1) サービス利用の申し込み

- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- ・お電話等でお申し込み下さい。
- ・ご契約期間決定後、契約を締結致します。

(2) サービス利用の終了

①契約者の都合でサービス利用を終了する場合

- ・実際に（介護予防）短期入所生活介護を利用中でなければ、お申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。
- ・既に（介護予防）短期入所生活介護を利用中でも、利用を中止することができます。その場合、既に利用されたサービスにかかる利用料金をご負担いただきます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・契約者が介護保険施設等に入所した場合
- ・契約者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③事業者が契約者に対して30日間の予告期間をおき、文書で通知する場合

- ・契約者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合
- ・契約者が、故意または重大な過失により、事業者またはサービス従事者もしくは他の契約者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどで、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

8. 苦情の受付（別紙1参照）

9. 事故発生と損害賠償について

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況をかんがみ、相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合もあります。

※当法人は、「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」と保険契約をしております。

10. 秘密保持等

- (1) 事業所の従業者および従業者であった者は、正当な理由無く、業務上知り得た契約者または三者契約者等の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た契約者又は三者契約者等の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 居宅介護支援事業者に対して契約者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により契約者の同意を得ます。

11. 非常災害対策

- ・災害時の対応：別途定める「非常災害対策に関する消防計画」（別紙2参照）によります。
- ・防災設備：自動火災報知器、ガス漏れ、漏電報知器、防火扉、室内消火栓、非常通報装置、スプリンクラー等を備えています。
- ・防火管理者：工藤 令

12. 契約中の病変への対応方法

- ・契約者の体調の悪化などで契約継続が困難と認められる時は、退所していただくことがあります。特に、来所した時点で体調が不良の場合は、その場で戻っていただくこともあります。
- ・施設内で集団感染等が蔓延している場合には、事前に連絡して利用を見合わせていただく場合があります。
- ・事業者は、現にサービス提供を行っている時に、契約者に病状の急変が生じたり、その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所が選定した協力医療機関への連絡を行うと同時に緊急連絡先の三者契約者等へ連絡いたします。契約者の通院が必要になり、三者契約者等が通院の付き添いができない場合は、施設が通院の送迎をします。三者契約者等が契約者の外来の付き添いができないときは、ご相談ください。

(1) 嘱託医

医師	水木 一郎
所在地	青森市浜田3丁目3-14（村上病院）
診療科	消化器内科

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	あおもり協立病院
所在地	青森市東大野2丁目1-10

(3) 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ミナトヤ歯科医院
所在地	青森市桂木4丁目4-10

13. 当施設のサービスを受けていただくための留意事項

(1) 面会

原則として 10:00～16:00 までとします。(あらかじめ事業所に連絡をいただき、認められた場合を除く)。

(2) 外出

外出を希望される場合は、事前にご連絡をいただき、外出届を提出してください。

(3) 持参品

契約者および施設の従業者や他の契約者の生活に著しく支障や危険を負わせる可能性がある判断されたもの(発火、爆発の恐れがあるもの、刃物類、他人が恐怖を感じるもの等)に関しては、持ち込むことができません。(はさみや果物ナイフ等については、事業所職員と相談の上、決定します)。また、現金、貴重品またはこれに準ずる高額な品物、生鮮品などの持ち込みについては、あらかじめ事業所にご相談ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申出下さい。その場合は、「食事にかかわる自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備

施設・設備を著しく破損または汚した場合には、修理に関わる費用をお支払いいただく場合があります。

(6) 喫煙・飲酒

喫煙・飲酒に関しては、あらかじめ事業所にご相談ください。喫煙については、施設内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮していただきます。なお、たばこ、ライター等は施設で管理いたします。

(7) 禁止行為

- ・事業所の従業者や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動およびこれらを用いて他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・喧嘩や口論、差別行為、泥酔等により、他の契約者等に迷惑を及ぼすこと。
- ・指定した場所以外での火器の使用。
- ・故意に事業所もしくは物品に侵害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ・他の契約者等との金品の貸借を行うこと。

(8) 居室について

契約者および三者契約者等と相談の上決定することとしますが、居室の事情や契約者の心身の状況、他契約者の心身の状況を判断して指定、変更する場合があります。

14. 虐待防止のための措置に関する事項

- 1 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設はサービス提供中に、施設職員又は擁護者(入所者の家族等高齢者に現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

令和 年 月 日

指定（介護予防）短期入所生活介護事業 特別養護老人ホーム「雲谷ホーム」のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定（介護予防）短期入所生活介護事業所 特別養護老人ホーム「雲谷ホーム」
説明者職名 生活相談員 氏名 豊川 仁志 印

私は、本書面に基づき、事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、契約者本人の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

三者契約者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （続柄 ）

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 （続柄 ）

サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

苦情受付担当者：生活相談員 豊川 仁志

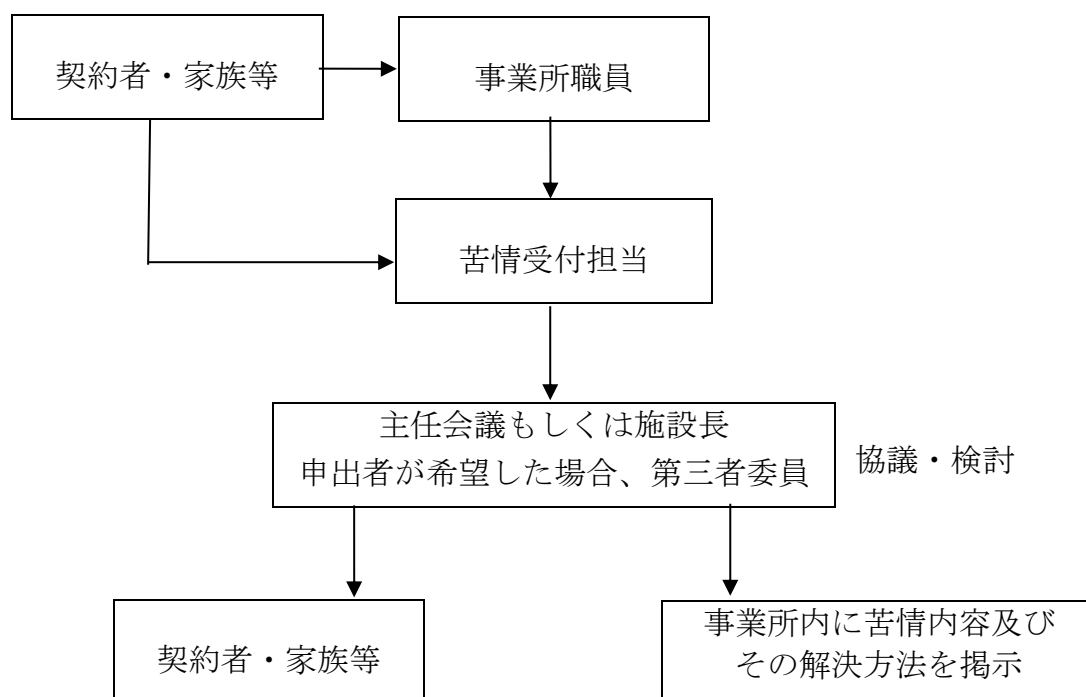
電 話：017-728-2910 FAX：017-738-9595

受 付 日：年中（苦情受付ボックス【意見箱】をホールに設置しています）

受付時間：午前8時～午後5時

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村、青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口および県の運営適正委員会等に苦情を伝えることができます。

ア) 青森市役所介護保険課 017-734-5257

イ) 青森県国民健康保険団体連合会 017-723-1336

ウ) 青森県運営適正化委員会 017-731-3039

非常災害対策に関する消防計画

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

防火管理者：施設長 工藤令

- (1) 防火管理者には施設長をあて、火元責任者には、それぞれ担当職員を置く。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。その際、防火管理者が立ち会う。
- (3) 避難経路、場所等の確保を心がける。
- (4) 非常災害の通報マニュアルの流れと消防設備機器の使用方法を常に把握できるよう万全を期す。
- (5) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- (6) 防災訓練計画に則り、下記のとおり実施する。
 - ①総合防災訓練（消火、通報、避難訓練）：年 2 回
 - ②部分訓練（夜間想定訓練、地震訓練、非常災害避難訓練）：年 5 回
- (7) その他必要な災害防止対策についても、必要に応じ対処できる体制をとる。